

南伊勢高校度会校舎活性化協議会要綱

(目的)

第1条 少子化が進展するなかで、度会校舎の特色化・魅力化・活性化を図り、県立の高校として、特色化を図るために生徒が希望する卒業後の進路に進めるよう、基礎学力の向上とともに、個々の生徒の希望に合わせて、きめ細かな進路指導や進学・就職のサポートを充実させるため、三重県教育委員会と連携の下、地域の行政、企業、住民が度会校舎の教職員と協働し、生徒の学習支援、インターナーシップ支援、地域教育支援などに積極的に取り組み、度会校舎支援の取組方策の具体的計画の策定と実働組織の編成などを協議する、南伊勢高校度会校舎活性化協議会(以下「協議会」という。)を設立し、地域と学校が協働して度会校舎の教育の一層の充実と活性化を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進め、地域社会の人材育成を行い、地域の発展や活性化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、度会校舎に対し必要な支援・協力をを行うものとする。

(1) 度会校舎の魅力化・活性化に関すること

度会校舎と連携し、地域として生徒の進学や就職など進路指導の充実にかかる学校の取組の支援・協力をを行う

(2) 地域と度会校舎との連携に関すること

学校が提案する「地域と学校の連携計画」について協議し、地域として福祉活動、ボランティア活動等地域全体を教室として生徒を育成する取組の支援・協力をを行う

(3) その他、目的達成のため必要となる支援・協力

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

(1) 行政関係者

(2) 教育関係者

(3) 議会関係者 議長が指名する議会代表委員2名

(4) 商工関係者

(5) 関係団体代表

(6) 地域住民代表

(7) 保護者関係者

- (8) 度会校舎関係者
- (9) 県教育委員会関係者
- (10) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、会長には度会町長をもって充て、副会長には、地域代表委員のうち1名を持って充てる。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会議は、会長が招集し、会長が指名した者が議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の構成)

第6条 協議会は、次に掲げる会議で構成する。

- (1) 全体会議 第3条に掲げる関係機関から構成し、度会校舎の活性化についての計画案を決定し、その実施を推進委員会に命じ、推進委員会からの実施状況の報告及び実績報告を受けるものとする。
- (2) 活性化推進委員会 前号の委員のうちから12名以内で構成し、活性化協議会が策定した計画案を実施し、その実現に努めるものとする。

(推進委員会)

第7条 活性化推進委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長には南伊勢高校校長をもって充て、副委員長には、地域代表委員の中から活性化協議会会长が選任する。

- 2 会議は、推進委員会委員長が招集し、議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会及び活性化推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が南伊勢高校度会校舎と協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。